

## 秋 禮 に 離 り て

明治七年の古文書紹介

会員 安 部 力

去る八月四日の台風三十二号の歎中、私は一枚の襷を貰ひ受け、その襷の下張から數枚の古文書を見付けましろので紹介しましよう。

その前に此の古文書の舞台となる、明治初年の時代背景をしらべて見まーた。半引書又毎日新聞社発行の「大分県の歴史と文化」等で、特参考までに要点を抜き書きして見まし左。(毎日新聞社「明治百年」、「大分県の百年」参考)

明治二年版籍奉還と、同四年の廢藩置県により、旧藩主はその旧領地と家臣とから離れ、東京に住むようになつた。

そして藩士の秋祿は政府の負担となり、帰農商工出願者にはその就業資金として、その祿高五ヶ年分を一時に賜おる等種々曲折を経て、金祿公債による幾祿の廢止へと進んだ。

此の時の丑画は、豈後一円の八郡十七町千八百一ヶ村、人口五十六万二千五百六十六人が大分県となり(一日田中津ハ除く)、戸籍をまとめて小区域となし、さらには幾一分为小区域を統合して大区と定められ、人民の姓名、年令、生死などを確實に記録する戸籍法が施行

され左。(「旧藩士は士族、農工商等の一級の人々と民と區別された。」)

これらの大臣に及ぶ長、薩長、小笠に及ぶ長、副戸長、保長が、従来の庄屋、名主、年寄に代り、土地人民に関する事務は、すべて戸長がとり扱うこととなり、

一方、

また最初の県庁は、明治五年一月二十三日今の大分市堀川口開府、三月には府内遊蕩館に、九月には直隣府内城跡にと移され、事務もしづらいに整備され、事務機関を四課、「まゝ庶務課(貴属、戸籍、社寺、駅遞、雜事)、聽訟課(聽訟、訴訟、調律、徒囚、徒場)、租稅課(收稅、土木、勸業)、出納課(金穀、用度、雜務)」に分けて事務処理をおこなつた。

秋祿起分により領有制の解体をおこさう一方、洲沿六年以後地租改正の事業を強力におこなつて田畠の耕作率の許可、田畠永代賣買の自由を認め、田畠生産買譲後する際日々、その所有権を國家が承認する地券を交付して土地の所有権を認め、旧來の收穫高に応じて課せられた租税が金額に改められた。税率は地価の百分の三、すなは三分に定められた。

こうして政府の地租收入額は毎年確定、負担の安定公平と、徵稅の簡易化が行なわれることについた。其の後、明治十年から十四年に及ぶ惡性インフレーションのため米価は高騰し、又武士の商法もうまく行かず、甚一へ生活に追いつまれて行つ走るのである。

(参考) 米相場累年比較(大分市場玄米一石平均 县商業組合)

年	田 元
1	5.96
2	9.02
3	9.20
4	5.61
5	3.88
6	4.88
7	7.18
8	7.15
9	5.01
10	5.11
11	6.48
12	8.00
13	10.80
14	11.20
15	8.93

(資料二)

海都郡第四大区三十一小区

(資料三)

西野浦地内

(大損)

官林

百十一番屋敷士族

志田二合五钱 志反二角 金志田二合二钱

貳拾四六拾五錢五厘

第三大五二十六小区佐伯村

名私設

水小柴無數

第七大五二十六小区佐伯村

奉還仕度此段奉願候

藤重

名私設

吉首後來生活之日途以私有地二御松下奉願候

御開局

相成腰上者前書地価半金貳拾四六拾五錢五厘並二立水金代価金玉田二拾五錢即敵可仕候若不正之所業有之換款又瀟漫二他江讓渡候儀有之如何様御所分御座候共決于申今無御座候以上

第七大五二十六小区百十一番地居住

三月二十九日

大分果實屬士族

御開局

(資料四)

地所賣買地券書候願

(大損)

豐後國海都郡佐伯村字頭谷寺前之荒

立拾六番八尺貳面威一皮一

一元荒蕪地五畝或拾步

此代価玉田八拾八錢壹里

賣渡人

同同同同村

新草

内

一元荒蕪地三畝拾五步

買受人山内文吾

同同

森下大分県令殿

明治七年十月

第四大五二十六小区佐伯村

御開局

新草

儀也

家旅奉還御林入札仕候處若落札二相成不申候共別途小  
間初堺商業相開後來之活計相立候目途二御座候茶官林  
落札二不拘御規則之通賣本金御下渡候下候様此段申上

儀也

第四大五二十六小区佐伯村

士族

新草

内

此代価三月四拾九錢壹里

此賣買代七月

買受人山内文吾

同同

(資料 1 内)

一 元荒蕪地 賀拾四步

買請人

同村

字大年

字大年前

箇所附

(資料 6)

此代西 八拾錢

此壹賈代西 象田六拾錢

此代西 八拾錢

此壹賈代西 象田六拾錢

買請人

龜山

字大年

字大年前

箇所附

同番人

賈拾人

同村

一元荒蕪地 賀拾四步

買請人

山内文吾

一反別 參敵七步

長五十七間半

廣中九間半

(欠損)

買請人

山内文吾

一反別 參敵七步

長五十七間半

廣中九間半

(欠損)

買請人

山内文吾

一反別 參敵七步

長五十七間半

廣中九間半

(資料 5)

五

豐後国海部郡塙屋村地

字大年

前

官地

同

一反別 賀拾吉歩

官地

同

此相當代西賀拾九錢八重五毛 売役二角三格同

一立木 三本 程目通毫尺七寸迴四至九賀天廻造

此相當代西 賀拾九錢八重五毛 売本二付毫錢三重

古八後來生活、目途子以私有地二御拂下奉籠候 御聞

而被下候上八前書地西半金拾七錢五重 水貸三錢九重

即般可仕候 若不正之所業有之候般又八漫二代人 工讓

渡候儀有之候ハシ如何様御延分有之候共決シテ申分無

御座候 以上

第四大五二十六小区四百十一番地居住

以上

大分県令森下景端殿

明治七年十月八日 大分県貴族士族

衛藤重名

大分県令森下景端殿

明治七年十二月三日

士族 宮田忠衡

大分県令森下景端殿

(資料 7)

歎願書

明治七年十月八日

衛藤重名

大分県貴族士族

古

箇所

同

前

年

月

日

家祿奉還仕資本金ヲ以テ商業相當候目途書先般奉出置

候延未御渡無御座最早月追ニ相及ビ商業仕込之一期限

延引相成候テ八大ニ目途相違仕候般ニ御座候間何卒出

格之御仁意テ以テ古資本金御下渡被下候様此段奉懇願

候以上

— (77-22) —

士族 後藤 榮治  
後藤 寛平  
新藤 喬  
出願受付  
“

各主總代 吉村 哲雄

大分県令 森下景瑞殿

(以上)

添え書

(編集者)

1. 右の七八の資料は反古紙とて、襖屋に出一たもからへく、  
藤重行の四字又墨で抹消している。士族とての体面を考慮せよ  
うが、すべて様文書又は下書きようである。

2. 明治七年のニヌヌ株式改正後の士族の苦一ハ時代であつたことを、  
この文書又は筆手に物語つてくれる。襖下張りをねらつて、  
安部氏の大状模の一つであり、資料とて貴重であると思う。